

令和5年度 スマートハウス普及促進事業補助金 公募要領

1 事業の概要

緊急時のエネルギー対策及び省エネルギー対策のため、県が定める創エネ・蓄エネ設備を設置する場合に、その経費の一部を補助します。

2 応募対象事業・応募資格

(1) 応募対象事業

①創エネ・省エネ設備の導入推進

(i) 補助対象事業

住宅等への定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池（エネファーム）の導入

(ii) 補助対象設備

ア：定置用リチウムイオン蓄電池

イ：家庭用燃料電池（エネファーム）

②太陽熱利用の促進

(i) 補助対象事業

住宅等への太陽熱利用システムの導入

(ii) 補助対象設備

ア：太陽熱利用システム（強制循環型、自然循環型）

③ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の促進

(i) 補助対象事業

ZEHもしくはZEH+（以下「ZEH等」という）の新築、ZEH等である建売住宅の購入、又は既存住宅等のZEH等への改修

(ii) 補助対象設備

ア：ZEHを構成する設備（以下「ZEH設備」という）

以下のa～eの設備をすべて導入するものとします。

ただし性能要件は問いません

a：太陽光発電設備

b：高断熱外皮

c：空調設備

d：給湯設備

e：換気設備

※①のア及び①のイ、又は①のア及び②は併用できます。

※ZEHとは、以下の要件を全て満たす住宅とする。

- ア：強化外皮基準（平成28年省エネルギー基準（ η A C値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、外皮平均熱貫流率（U A値）が地域区分ごとに定められている基準以下であること。
- イ：再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減されること
- ウ：再生可能エネルギーを導入すること（容量不問）
- エ：再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量が削減されること

※ZEH+とは、ZEHの定義を満たしていること且つ、以下のアとイを満たすこと。

- ア：更なるエネルギーの実現
（省エネ基準から25%以上の一次エネルギー消費量削減）
- イ：以下の再生可能エネルギーの自家消費拡大措置のうち、2つ以上を購入すること。
 - 1：外皮性能の更なる強化
 - 2：高度エネルギーマネジメント
 - 3：電気自動車（PHV車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備または充放電設備

（2）応募資格

- ア：自らが居住する県内に所在する住宅（別荘を除く。）の敷地内に補助対象設備を設置する者
※敷地内に複数の住宅がある場合は、補助対象設備を設置する住宅と住民票が一致していること
- イ：建売住宅供給者等から県内に所在する補助対象設備付住宅（別荘を除く。）を購入し、当該住宅に居住する者
- ウ：自らが居住する県内に所在する共同住宅等（分譲及び賃貸）に補助対象設備を設置する者
- エ：建売住宅供給者等から県内に所在する補助対象設備付共同住宅等を購入し当該住宅に居住する者
- オ：集会所等に補助対象設備を設置する自治会等

3 申込手続

（1）申込受付期間

令和5年6月7日（水） ～ 令和6年2月9日（金）まで
※先着順につき、予算額に達し次第、受付を終了します。

- (2) 必要書類
スマートハウス普及促進事業補助金 申込書 (第1号様式)
- (3) 提出先
奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課
住所：〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL: 0742-27-8016 (ダイヤルイン)
- (4) 提出方法
郵送のみ受付 (6/7消印から有効)。
簡易書留など記録が残る方法で送付してください。
持ち込みでの申込書は受け付けしませんのでご注意ください。
- (5) 申込書(様式)入手方法
① ホームページからダウンロード
URL : <http://www.pref.nara.jp/43555.htm>
② 窓口配布
奈良県水循環・森林・景観環境部環境政策課
配布時間：9:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝日は除く)

4 申請手続

- (1) 申請受付期日
令和6年3月8日(金)まで (必着)
受付時間 9時～12時、13時～17時 (土・日・祝日は除く)
- (2) 必要書類
① スマートハウス普及促進事業補助金 申請書 (第3号様式)
② 補助対象設備設置に係る領収書の写し (補助対象経費以外の経費が含まれている場合は、その内訳を確認できる書類を追加)
③ 補助対象設備の設置状態を確認できるカラー写真
※ただし、ZEH設備における高断熱外皮の設置状態を確認できるカラー写真は、工事時の写真など、断熱材が確認できるもの
④ 補助対象設備の保証書等の写し
※ただし、ZEH設備については、保証書が用意できない場合に限り出荷証明書の提出で代用可能とする
⑤ 県税の滞納のない旨の証明書 (原本・交付申請提出の3か月以内に発行されたもの)
⑥ 住民票 (原本・補助対象機器設置場所の住所のもの・交付申請提出の3か月以内に発行されたもの)

⑦家の引き渡し日を確認できる書類（住宅が新築の場合）

上記に加え、設備の種類により、以下の添付資料が必要です。

▽定置用リチウムイオン蓄電池

◎補助対象設備の銘板写真

◎太陽光発電設備を設置していることを証明する書類

例：太陽光発電設備の保証書及び写真、電力受給契約書等、系統連
系が確認できる書類及び写真など

▽家庭用燃料電池

◎補助対象設備の銘板写真

▽太陽熱利用システム

◎補助対象設備の仕様がわかる書類

▽ZEH設備

◎ZEH等の要件を満たすことが確認できる書類

(a) 国ZEH補助金(※)の額の確定を受けている場合

① 上記補助金の交付決定通知書(写し)

② 上記補助金の交付額確定通知書(写し)

(※) 経済産業省、国土交通省又は環境省がZEHの普及促進を目的として実施する事業に対する補助金

(b) 上記以外の場合

① BELS(※)評価書の写し

評価書の特記事項に「ZEHであること」及び「基準一次エネルギー消費量からの削減率」が記載されているものであること。

② 施工証明書(第7号様式)

(※) BELSとは、「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」

(3) 提出先、提出方法及び申請書(様式)入手方法

3 申込手続と同様

5 請求手続

(1) 請求書受付期間

交付決定通知書送付後～令和6年4月15日まで

(2) 必要書類

スマートハウス普及促進事業補助金 請求書 (第4号様式)

(3) 提出先、提出方法及び請求書(様式)入手方法

3 申込手続と同様

6 補助金取り下げ手続

補助金の取り下げは以下の様式に必要事項を記入して提出してください。

○スマートハウス普及促進事業補助金 申込取り下げ書(第5号様式)

○スマートハウス普及促進事業補助金 申請取り下げ書(第6号様式)

7 補助金の交付等

(1) 補助金の額

補助対象設備の種類	要件	補助金の額※1
(1) 定置用リチウムイオン蓄電池	・太陽光発電設備を併設していること。 ・一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が行う「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の補助対象となる設備であること。	南部東部地域※2 13万円
		上記以外の地域 10万円
(2) 家庭用燃料電池(エネファーム)	・一般社団法人燃料電池普及促進協会(FGA)が指定する機器システムで、かつ停電時自立運転機能を有する設備であること。	南部東部地域※2 11万円
		上記以外の地域 8万円
(3) 太陽熱利用システム ・強制循環型 ・自然循環型	・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けた設備であること。	9万円 3万円
(4) ZEH設備	・設備を導入する住宅等は、SIIに登録されているZEHビルダー/プランナー※3が関与(設計、建築又は販売)するZEH等であること。	20万円

補助金の額※1：国や市町村等の補助金と併用可能です。（但し、補助対象経費から国や市町村等の補助金を差し引いた金額が補助上限額に満たない場合は、その金額が県の補助金となります。）

南部東部地域※2：五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村）、宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村及び御杖村）

ZEHビルダー/プランナー※3：「2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指す」とする政府目標の下、自社が受注する住宅のうちZEHが占める割合を50%以上とする事業目標を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム事業者、建売住宅販売者等

（2）補助金の交付時期

補助金は、申請書の提出を受けて、補助金額を確定した後に支払う。

（3）補助金の返還

次に掲げる事項の一つに該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

- ①スマートハウス普及促進事業補助金交付要綱及び奈良県補助金交付規則（平成8年奈良県規則第8号）の規定に違反したとき。
- ②補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
- ③交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- ④偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- ⑤知事が定めた財産の処分の制限期間内に、知事の承認を得ずに、取得した財産を処分したとき。

8 注意事項

- 令和6年2月28日（水）までに補助対象設備の工事を完了することが必要です。
- 申し込み、交付申請、請求は原則として同一の者が行う必要があります。
- 申し込み、交付申請、請求及び訂正時に押印する印鑑は、すべて同じ印鑑で押印してください。
- 申請書における自署捺印は、すべての書類が揃った後に行ってください。自署日以降の書類が添付されている場合、受理できません。
- 手書きにより書類を作成する場合は、書類はすべてボールペンで記入してください（鉛筆、消せるボールペンでの記入は不可）。